



長野県報

11月14日(木)
平成25年
(2013年)
第2523号

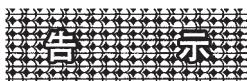
目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた施術所の名称及び所在地の変更の届出（地域福祉課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（健康長寿課介護支援室）	2
保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（森林づくり推進課）	3
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	3
広域連合長から申請のあった規約の変更の許可（市町村課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	4

公 告

一般競争入札（2件）（生活排水課）	5
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	6
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	6
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）	7
一般競争入札（4件）（河川課）	7
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出（企業局）	10



長野県告示第539号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成25年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ユーカリの森クリニック	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪宮の北3007-2	平成25年7月1日
神林薬局	長野県松本市神林1639-6	平成25年8月1日
丸子土屋薬局	長野県上田市中丸子1682-16	平成25年8月1日
アップル薬局	長野県上田市中丸子1623番地1	平成25年8月1日
薬局マツモトキヨシ丸子ベルプラザ店	長野県上田市中丸子1647-7	平成25年8月1日
柳澤歯科医院	長野県須坂市大字日滝857-4	平成25年7月1日
クオール小諸薬局	長野県小諸市甲字天池4598番地23	平成25年8月1日
たかはしクリニック	長野県中野市吉田890-1	平成25年8月1日
元町薬局	長野県千曲市稻荷山1264-3	平成25年9月1日

2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159番地2	エフビー訪問看護ステーションさく	長野県佐久市猿久保842	平成25年8月1日

地域福祉課

長野県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成25年11月14日

長野県知事 阿部 守一

薬局

名称	所在地	変更事項		変更新年月日
		新	旧	
薬局マツモトキヨシ長峰店	長野県茅野市宮川11359-1	薬局マツモトキヨシ長峰店	長峰ファミリー薬局	平成25年7月1日

地域福祉課

長野県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所の名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成25年11月14日

長野県知事 阿部 守一

施術所

名称	所在地	変更事項		変更新年月日
		新	旧	
岡谷市民整骨院	長野県岡谷市本町2-6-33	岡谷市民整骨院 長野県岡谷市本町2-6-33	中村整骨院 長野県岡谷市本町2-6-29	平成25年8月1日

地域福祉課

長野県告示第542号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成25年11月14日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 介護老人保健施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人みゆき会	医療法人みゆき会飯山介護老人保健 施設みゆき	飯山市下木島9番地	平成25年11月1日
(登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護)			

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人みゆき会	ショートステイみゆき	飯山市下木島 9番地	平成25年11月1日
健康長寿課介護支援室			

長野県告示第543号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年11月14日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市大字瑞穂字木付1998の1

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第545号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年11月14日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

北安曇郡池田町大字会染773の115、773の116、773の118、773の119

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第546号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年11月14日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

北安曇郡池田町大字会染773の117、773の120から773の125まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第544号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年11月14日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下高井郡木島平村大字往郷字中山5901のイ、5901一ロ、5903のイ

2 保安林として指定された目的

雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

長野県木曽地方事務所告示第2号

木曽広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成25年10月25日付けで許可しました。

平成25年11月14日

長野県木曽地方事務所長 大月洋一

市町村課

長野県木曾建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年11月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成25年11月14日

長野県木曾建設事務所長 白田 敦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上松御岳線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡上松町小川4230番の281地先から木曾郡上松町小川4230番の268地先まで	旧	m 5.0～21.5	km 0.2270
同上	新	m 13.0～35.5	km 0.2300

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年11月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成25年11月14日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 143号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字岡田下岡田42番の8地先から松本市大字岡田下岡田96番の2地先まで	旧	m 6.0～11.7	km 0.3500
同上	新	m 12.5～17.8	km 0.3500

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年11月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般的縦覧に供します。

て、一般的縦覧に供します。

平成25年11月14日

長野県木曾建設事務所長 白田 敦

- 1 路線名 上松御岳線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡上松町小川4230番の281地先から
木曾郡上松町小川4230番の268地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年11月14日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年11月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成25年11月14日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 路線名 143号
- 2 供用を開始する区間
松本市大字岡田下岡田42番の8地先から
松本市大字岡田下岡田96番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年11月14日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年11月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成25年11月14日

長野県大町建設事務所長 竹内敏昭

- 1 路線名 千国北城線
- 2 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字千国乙231番の1地先から
北安曇郡白馬村大字北城14911番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年11月16日

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年11月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般的縦覧に供します。